

令和7年7月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年7月8日（火）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、副会長が7月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 中野 定重 副会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員
6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 10番 上野 誠司 委員

欠席委員

9番 野上 政憲 委員 12番 小橋 勇二 会長

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹 佐藤 圭一 主査

農林振興課職員

付議議案

- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第35号 非農地証明願いについて
- 議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定及び臼杵市農業委員会 会議規則第3条の規定によりまして、職務代理者である中野副会長にお願いいたします。

議長 それではただ今、阿南局長が申されましたように、小橋会長が所用で欠席しておりますので、私のほうから議事を進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号9番 野上 政憲委員、議席番号12番の小橋 勇二委員が欠席となっており、出席委員数は10名となります。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議長 それでは、議席番号8番 赤嶺 雅也委員と、議席番号10番 上野 誠司委員に議事録署名をお願いいたします。
ただいまから議案審議に入ります。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 1ページをご覧ください。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年7月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次に2ページをご覧ください。

番号1、(畑) 284 m² を菜園として利用するため、所有権を移転するものです。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

6月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

首藤 委員 おはようございます。私、首藤より、6月27日に実施しました、議案第33号 農地法3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅前の1筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

議長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第1地区、玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅前の1筆の畠で、これまで草刈等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。譲受人は農業の経験もあり、特に問題は無いと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 4ページをご覧ください。

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和7年7月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次長 5ページをご覧ください。

番号1、(畠) 3.27 m² 外3筆 合計 163.75 m² については所有権を移転し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

以上、5条申請1件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の6ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

亀井 委員 私、亀井より、6月27日に実施しました、議案第34号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は4筆の畠で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆さまの慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第1地区、玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地の周辺は住宅地になっており、特に周辺の農業への影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第35号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7ページをご覧ください。

議案第35号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年7月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畝) 120 m² の土地については、非農地化から20年以上経過した土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

番号2、(畝) 1,223 m² 外10筆 合計 5,095 m² の土地については、非農地化から20年以上経過した土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地となります。

申請地は次の9ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長

質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第35号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 - 「全員挙手」 -

議長

全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第35号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、城野 幸司委員が関係しておりますので、城野委員は退席をお願いいたします。

します。

-城野委員 退席-

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長

10ページとなります。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年7月8日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

佐藤圭

議案第36号 農用地利用集積等促進計画案について、ご説明いたします。

主 幹 2ページをご覧ください。(田) 1,813 m² を配分するものです。

3ページをご覧ください。(田) 2筆 合計 4,274 m² を配分するものです。

4ページをご覧ください。(畠) 2,553 m² と、(畠) 2筆 合計 1,752 m² を配分するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。(畠) 891 m² と、(畠) 2筆 合計 1,669 m² を配分するものです。

6ページをご覧ください。(畠) 3筆 合計 5,170 m² を配分するものです。

7ページをご覧ください。(畠) 1,902 m² を配分するものです。

8ページをご覧ください。(畠) 3筆 合計 4,242 m² を配分するものです。

9ページをご覧ください。(畠) 2筆 合計 1,400 m² を配分するものです。

10ページをご覧ください。(畠) 4,456 m² を配分するものです。

11ページをご覧ください。(畠) 2筆 合計 4,640 m² を配分するものです。

以上のとおり、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。9ページの城野委員の分は城野委員が関係しているので退席することは解るのですが、その他の分に関しては城野委員も見るべきだと思うのですが、どうでしょうか。

議 長 事務局、どうでしょうか。要は本人の分は退席しても、他の分は審議にかかっても良いのではなかろうかということですね。

赤 嶺 発言権、議決権があるので。

委 員

局 長 その分に関しましては即答ができませんので、事務局として検討したいと思います。今まで議案が終わるまで退席していただいておりまし

たので、今回、赤嶺委員から発言をいただきましたので、事務局のほうでどういうかたちにするべきなのか検討し、次回の総会で回答していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 赤嶺委員、それでよろしいでしょうか。

赤嶺 委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第36号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第36号の審議が終わりましたので、城野委員に着席するようお願いします。

－城野委員 着席－

議 長 以上で本総会の議案は全て終了いたしました。